

## みやき町町民活動保険実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民活動団体の活動中の不慮の事故について、みやき町町民活動保険制度（以下「保険制度」という。）をもって補償することにより、町民が安心して町民活動に参加できるように支援し、協働によるまちづくりの推進・活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民活動 日本国内で行う無報酬（実費弁償程度のものを除く）で行われる社会奉仕活動、社会福祉活動、地域社会活動、社会教育活動等で、計画的、継続的かつ公益性のある活動で町が認める活動（当該活動の集合、出発又は解散場所と町民活動者の住所との通常経路による移動中を含む。）をいう。ただし、学校管理下における児童生徒の活動、政治・宗教に係る活動、営利を目的とする活動は除くものとする。
- (2) 町民活動者 町内に活動拠点を置く町民活動を行うために結成されたおおむね5名以上の団体で、町民活動を実践する者（町民活動団体において町民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準じる者を含む。）をいう。ただし、町民活動者の大半はみやき町民で、町民活動への直接的な参加者であることを要し、単に当該活動の観覧者、見学者は含まない。

### (保険契約)

第3条 町は、保険制度による補償を行うために損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するものとする。

### (保険期間)

第4条 保険契約の保険期間は、毎年7月1日午後4時から翌年7月1日午後4時までとする。

### (対象となる事故)

第5条 保険制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 町民活動中に、活動者の過失により、活動者又は第三者の生命、身体、財物に損害を与え、当該活動者が法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 町民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、町民活動の活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(対象とならない事故)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険制度の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 町民活動者の故意による事故
- イ 戦争、テロ、暴動、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- ウ 地震、洪水等の自然事変に起因する事故
- エ 細菌性食中毒
- オ 町民活動者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- カ 町民活動者が所有、使用又は管理する財物による事故
- キ 施設の建設、改築、修理その他の工事による事故
- ク その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 町民活動者の故意による事故
- イ 戦争、テロ、暴動、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- ウ 地震、洪水等の自然事変に起因する事故
- エ 町民活動者の自殺、犯罪又は闘争行為による事故
- オ 町民活動者の脳疾患、疾病又は心身喪失による事故
- カ 細菌性食中毒
- キ 頸部症候群又は腰痛でそれを裏付けるに足りる他覚所見のないもの
- ク 山岳登山等の危険なスポーツ活動による事故
- ケ その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

(損害賠償責任事故の補償内容)

第7条 損害賠償責任事故の補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、修理費、その他の損害賠償金
- (2) 損害の防止又は軽減のために支出した有益な応急措置費用
- (3) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解又は調停費用
- (4) その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

(損害賠償責任事故のてん補限度額)

第8条 損害賠償責任事故のてん補限度額は、次の各号に掲げる額を限度額とする。

- (1) 他人の身体に損害を与え、町民活動者が法律上の賠償責任を負った事故は、1人につき6,000万円、1事故につき1億円とする。
- (2) 他人の財産に損害を与え、町民活動者が法律上の賠償責任を負った事故は、

1 事故につき 500 万円とする。

- (3) 他人からの預かり品や管理しているものを滅失、き損又は汚損等により損害を与え、活動者が法律上の賠償責任を負った事故は、1 事故につき 300 万円とし、保険期間中につき 300 万円を限度とする。

(傷害事故の保険金支払額)

第 9 条 活動者が傷害事故を原因として、当該事故の日から 180 日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡保険金 500 万円を支払うものとする。

2 活動者が傷害事故を原因として、当該事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとし、その額は 500 万円に保険契約により定められた障害の程度による区分の割合を乗じた額とする。

3 活動者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務機能の滅失若しくは減少をきたしたときは、その者に対して入院保険金又は通院保険金を支払うものとし、その額は入院又は通院した治療日数に応じて、入院保険金にあつては事故の日から 180 日を限度として 1 日につき 3,000 円、通院保険金にあつては事故の日から 180 日までの間において 90 日を限度として 1 日につき 2,000 円とする。

(事故報告)

第 10 条 町民活動者は、町民活動中に事故が発生し、保険制度を適用しようとするときは、事故が起きた日から 20 日以内にみやき町民活動保険事故報告書 (様式第 1 号) により町長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第 11 条 町長は、前条の報告があつたときは、当該事故について町民活動中の事故であるかを判定するものとし、必要があると認めるときは、別に定めるみやき町町民活動事故判定委員会 (以下「委員会」という。) に諮るものとする。

2 前項の審査の結果、町民活動中の事故であると認めるときは、速やかに報告書を保険会社に通知するものとする。

(保険金の請求)

第 12 条 町民活動者は、損害賠償責任事故に係る保険金を受けようとするときは、当該活動者と被害者との法律上の問題が解決した後、保険会社が指定する保険金請求書に必要書類を添付して請求するものとする。なお、被害者との示談について、保険会社は積極的に協力するものとする。

2 傷害事故による保険金は、活動者が死亡したとき又は治療が終わった後 (事故の日から 180 日を経過するに至った場合はその経過した日以後) に、死亡した者の法定相続人又は傷害を負った者が、請求書に必要書類を添付して請求するものとする。

(保険金の支払)

第13条 保険金の支払いは、保険金請求者の指定する金融機関の口座に振り込みにより行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項等を準用するとともに、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。